

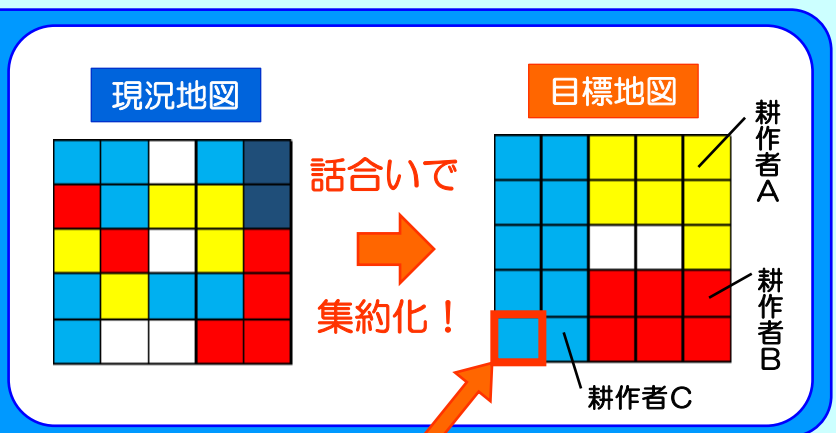
令和7年4月から

『地域計画』の策定に伴い 農振除外や農地転用の手続きが変わります！

◆令和7年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づく『地域計画』区域内の農地は、農振法による「農用地区域からの除外（農振除外）」や農地法による「農地転用」を行う際に、あらかじめ市町による地域計画の変更手続きが必要となります。

『地域計画』とは・・・

将来の地域農業のあり方や、目指すべき将来の農地利用の姿である「目標地図」などについて、地域ごとに、耕作者などの農業関係者が話し合いを行って、市町が策定する計画です。



『地域計画』区域内の農地を転用したい

まず、『地域計画』の変更手続きが必要！



『地域計画』の変更前に、農振除外手続き（変更申出書の提出）や農地転用の事前相談などは開始できますが、**法定手続き（農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請）は、『地域計画』の変更公告後に行うこととなります。**

手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

※ 一時的に農地を転用する場合や、地域計画に位置付けられた農業用施設に転用する場合など、地域計画の変更手続きが不要になる場合があります。

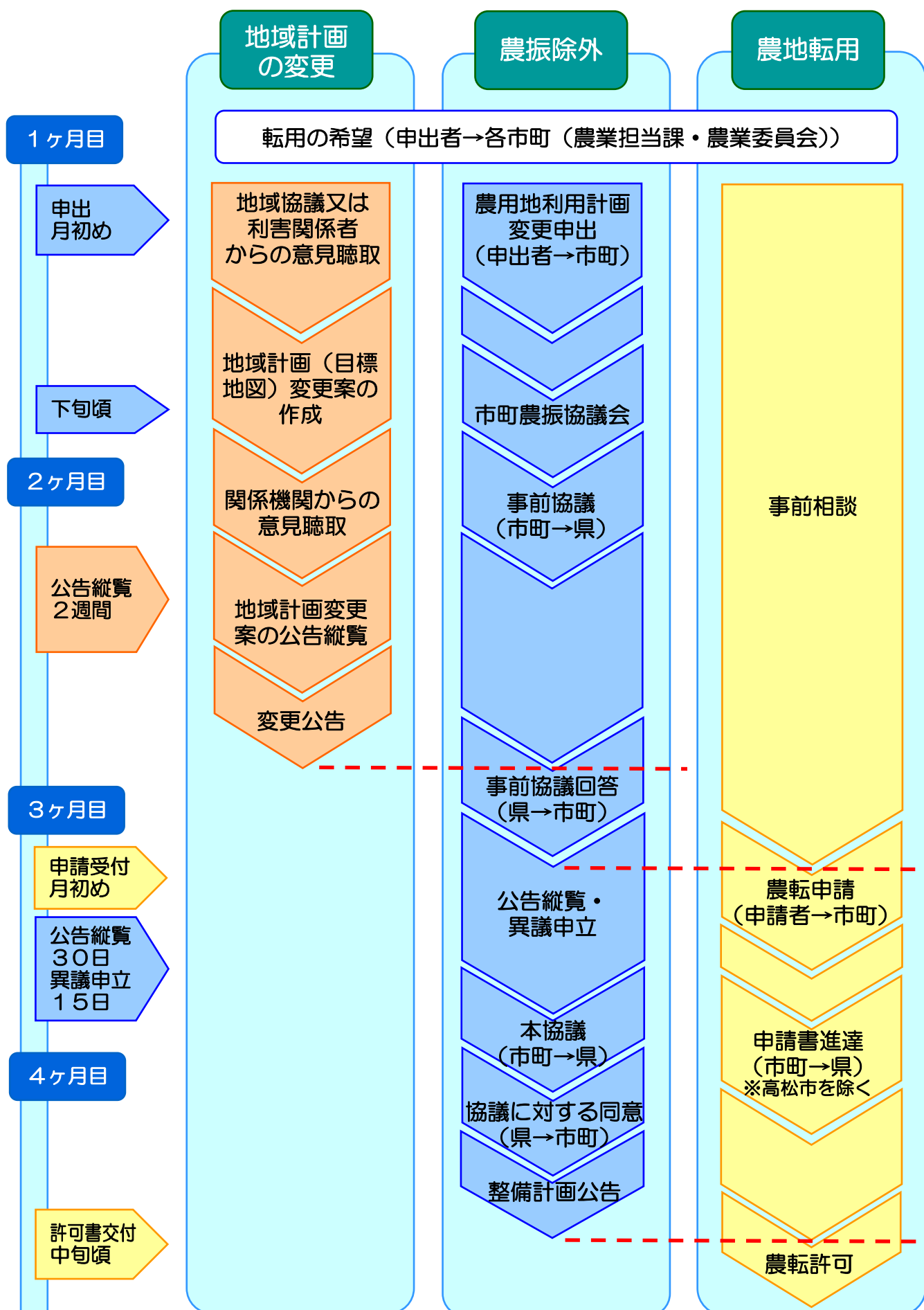
【営農型太陽光発電による一時転用の場合】

『地域計画』の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、あらかじめ、当該地域計画の話し合いの場において、発電設備の設置について合意を得る必要があります（更新許可時も同様）。



※「所有する農地が地域計画区域内であるか」など地域計画に関することは、各市町農業（地域計画）担当課へお問い合わせください。

『地域計画の変更』と『農振除外』・『農地転用』の手続きフロー



※上記記載の処理期間は、標準的な期間であり、実際に要する期間については、お尋ねの農地が所在する市町農業（地域計画）担当課へお問い合わせください。